

佐賀市地域防災計画（第1編 総則）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	※目次は省略	※目次は省略	
	<p><b>第1章 総則（略）</b>  <b>第1節～第4節（略）</b></p> <p><b>第5節 計画の推進</b></p> <p>Ⅰ 計画の主な推移</p> <p>(1)及び(2)（略）</p> <p>(3)平成24年度においては、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」の大規模な地震・津波及びそれに伴う原子力事故災害における教訓を踏まえた見直しを行った。見直しにあたっての基本的視点は以下のとおり。</p> <p>〔住民の生命を守るための取り組みの強化〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民を「即座」に危険から逃す</li> <li>・ 避難所における「安心」の提供</li> </ul> <p>また、第3編を「地震・津波災害対策」に改編し、第4編として「原子力災害対策」を新設して内容の充実を図った。</p> <p>(4)平成25年度においては、災害対策基本法の改正（平成25年6月）、大規模災害からの復興に関する法律の制定（平成25年6月）、防災基本計画の修正（平成26年1月）及び原子力規制委員会の検討結果などを踏まえ、「住民の安全かつ円滑な避難支援体制の強化」を方針とした防災計画の修正を平成26年2月に行った。</p> <p>(5)平成26年度においては、災害対策基本法の改正（平成26年12月）及び原子力規制委員会の検討結果などを踏まえ、平成27年3月に修正を行った。</p> <p>(6)平成27年度においては、災害対策基本法の改正（平成27年7月、平成28年2月）を踏まえ、平成28年3月に修正を行った。</p> <p>(7)平成29年度においては、平成28年4月14日、16日に発生した熊本地震を踏まえた修正、防災ヘリ導入を見据えた修正、国の防災基本計画の修正（平成28年5月）を踏まえた修正等を、平成29年5月に行った。</p> <p>(8)平成30年度においては、緊急・輸送道路における沿岸建築物の耐震化推進を盛り込んだ修正、国の防災基本計画の修正（平成29年4月）を踏まえた修正等を、平成30年5月に行った。</p> <p>(9)令和元年度においては、国の防災基本計画の修正（平成30年6月）を踏まえた修正等を、令和元年5月に行った。</p> <p>(10)令和2年度においては、国の防災基本計画の修正（令和元年5月）を踏まえた修正等を、令和3年2月に行った。</p> <p>(11)令和4年度においては、災害対策基本法の改正（令和2年5月）、国の防災基本計画の修正（令和2年5月）を踏まえた修正等を、令和4年4月に行った。</p>	<p><b>第1章 総則（略）</b>  <b>第1節～第4節（略）</b></p> <p><b>第5節 計画の推進</b></p> <p>Ⅰ 計画の主な推移</p> <p>(1)及び(2)（略）</p> <p>(3)平成24年度においては、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」の大規模な地震・津波及びそれに伴う原子力事故災害における教訓を踏まえた見直しを行った。見直しにあたっての基本的視点は以下のとおり。</p> <p>〔住民の生命を守るための取り組みの強化〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民を「即座」に危険から逃す</li> <li>・ 避難所における「安心」の提供</li> </ul> <p>また、第3編を「地震・津波災害対策」に改編し、第4編として「原子力災害対策」を新設して内容の充実を図った。</p> <p>(4)平成25年度においては、災害対策基本法の改正（平成25年6月）、大規模災害からの復興に関する法律の制定（平成25年6月）、防災基本計画の修正（平成26年1月）及び原子力規制委員会の検討結果などを踏まえ、「住民の安全かつ円滑な避難支援体制の強化」を方針とした防災計画の修正を平成26年2月に行った。</p> <p>(5)平成26年度においては、災害対策基本法の改正（平成26年12月）及び原子力規制委員会の検討結果などを踏まえ、平成27年3月に修正を行った。</p> <p>(6)平成27年度においては、災害対策基本法の改正（平成27年7月、平成28年2月）を踏まえ、平成28年3月に修正を行った。</p> <p>(7)平成29年度においては、平成28年4月14日、16日に発生した熊本地震を踏まえた修正、防災ヘリ導入を見据えた修正、国の防災基本計画の修正（平成28年5月）を踏まえた修正等を、平成29年5月に行った。</p> <p>(8)平成30年度においては、緊急・輸送道路における沿岸建築物の耐震化推進を盛り込んだ修正、国の防災基本計画の修正（平成29年4月）を踏まえた修正等を、平成30年5月に行った。</p> <p>(9)令和元年度においては、国の防災基本計画の修正（平成30年6月）を踏まえた修正等を、令和元年5月に行った。</p> <p>(10)令和2年度においては、国の防災基本計画の修正（令和元年5月）を踏まえた修正等を、令和3年2月に行った。</p> <p>(11)令和4年度においては、災害対策基本法の改正（令和2年5月）、国の防災基本計画の修正（令和2年5月）を踏まえた修正等を、令和4年4月に行った。</p>	

佐賀市地域防災計画（第1編 総則）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考								
5	<p>(12)令和5年度においては、国の防災基本計画（令和4年6月）を踏まえた修正を、令和5年10月に行った。</p> <p>(13)令和6年度においては、国の防災基本計画（令和5年5月）を踏まえた修正を、令和6年11月に行った。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(12)令和5年度においては、国の防災基本計画（令和4年6月）を踏まえた修正を、令和5年10月に行った。</p> <p>(13)令和6年度においては、国の防災基本計画（令和5年5月）を踏まえた修正を、令和6年11月に行った。</p> <p><u>(14)令和7年度においては、国の防災基本計画（令和6年6月）を踏まえた修正を、令和7年6月に行った。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>今回の改正内容の追加</p>								
	<p><b>第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>第1節 (略)</b></p> <p><b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b> (略)</p>	<p><b>第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p><b>第1節 (略)</b></p> <p><b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b> (略)</p>									
5	<p>5 指定地方行政機関</p>	<p>5 指定地方行政機関</p>									
12	<table border="1" data-bbox="231 997 1299 1533"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(10)九州地方整備局 (佐賀国道事務所、武雄河川事務所、筑後川河川事務所、唐津港湾事務所)</td> <td>                     ① 直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関する事                      ② 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関する事                      ③ 水防警報の発表及び伝達に関する事                      ④ 水防活動の指導に関する事                      ⑤ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事                      ⑥ 高潮、津波災害等の予防に関する事                      ⑦ 港湾、海岸、河川災害対策に関する事                      ⑧ 大規模災害時における緊急対応の実施                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務	(10)九州地方整備局 (佐賀国道事務所、武雄河川事務所、筑後川河川事務所、唐津港湾事務所)	① 直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関する事 ② 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関する事 ③ 水防警報の発表及び伝達に関する事 ④ 水防活動の指導に関する事 ⑤ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 ⑥ 高潮、津波災害等の予防に関する事 ⑦ 港湾、海岸、河川災害対策に関する事 ⑧ 大規模災害時における緊急対応の実施	<table border="1" data-bbox="1478 997 2546 1533"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(10)九州地方整備局 (佐賀国道事務所、武雄河川事務所、<u>佐賀河川事務所</u>、筑後川河川事務所、唐津港湾事務所)</td> <td>                     ① 直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関する事                      ② 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関する事                      ③ 水防警報の発表及び伝達に関する事                      ④ 水防活動の指導に関する事                      ⑤ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事                      ⑥ 高潮、津波災害等の予防に関する事                      ⑦ 港湾、海岸、河川災害対策に関する事                      ⑧ 大規模災害時における緊急対応の実施                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務	(10)九州地方整備局 (佐賀国道事務所、武雄河川事務所、 <u>佐賀河川事務所</u> 、筑後川河川事務所、唐津港湾事務所)	① 直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関する事 ② 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関する事 ③ 水防警報の発表及び伝達に関する事 ④ 水防活動の指導に関する事 ⑤ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 ⑥ 高潮、津波災害等の予防に関する事 ⑦ 港湾、海岸、河川災害対策に関する事 ⑧ 大規模災害時における緊急対応の実施	<p>関係機関の追加</p>
機関名	処理すべき事務又は業務										
(10)九州地方整備局 (佐賀国道事務所、武雄河川事務所、筑後川河川事務所、唐津港湾事務所)	① 直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関する事 ② 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関する事 ③ 水防警報の発表及び伝達に関する事 ④ 水防活動の指導に関する事 ⑤ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 ⑥ 高潮、津波災害等の予防に関する事 ⑦ 港湾、海岸、河川災害対策に関する事 ⑧ 大規模災害時における緊急対応の実施										
機関名	処理すべき事務又は業務										
(10)九州地方整備局 (佐賀国道事務所、武雄河川事務所、 <u>佐賀河川事務所</u> 、筑後川河川事務所、唐津港湾事務所)	① 直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関する事 ② 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関する事 ③ 水防警報の発表及び伝達に関する事 ④ 水防活動の指導に関する事 ⑤ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 ⑥ 高潮、津波災害等の予防に関する事 ⑦ 港湾、海岸、河川災害対策に関する事 ⑧ 大規模災害時における緊急対応の実施										
14	<p>7 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="231 1627 1299 1806"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(13)九州電力送配電株式会社 (佐賀<u>支店</u>)</td> <td>                     ① 電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事                      ② 災害時における電力供給の確保に関する事                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務	(13)九州電力送配電株式会社 (佐賀 <u>支店</u> )	① 電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事 ② 災害時における電力供給の確保に関する事	<p>7 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1478 1627 2546 1806"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(13)九州電力送配電株式会社 (佐賀<u>支社</u>)</td> <td>                     ① 電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事                      ② 災害時における電力供給の確保に関する事                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務	(13)九州電力送配電株式会社 (佐賀 <u>支社</u> )	① 電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事 ② 災害時における電力供給の確保に関する事	<p>事業所名の修正</p>
機関名	処理すべき事務又は業務										
(13)九州電力送配電株式会社 (佐賀 <u>支店</u> )	① 電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事 ② 災害時における電力供給の確保に関する事										
機関名	処理すべき事務又は業務										
(13)九州電力送配電株式会社 (佐賀 <u>支社</u> )	① 電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事 ② 災害時における電力供給の確保に関する事										

佐賀市地域防災計画（第1編 総則）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
18	<p><b>第3章 佐賀市の概況</b>  <b>第1節 自然的環境</b>  <b>第1項 自然的条件</b></p> <p>Ⅰ 位置・面積</p> <p>平成17年10月1日に佐賀市、諸富町、大和町、富士町及び三瀬村が合併し、「佐賀市」が誕生した。さらに平成19年10月1日に川副町、東与賀町及び久保田町を編入した。</p> <p>新しい佐賀市の人口は233,301人（令和2年国勢調査、令和3年11月30日総務省統計局公表値）、行政面積は<u>431.84</u>平方キロメートルとなっている。</p> <p>また、本市は、佐賀県のほぼ中央に位置し、北部は脊振山地を隔てて福岡県福岡市、糸島市と、東部は神崎市、南東部は筑後川を境に福岡県大川市と、西部は小城市、唐津市と接している。</p> <p>（略）</p>	<p><b>第3章 佐賀市の概況</b>  <b>第1節 自然的環境</b>  <b>第1項 自然的条件</b></p> <p>Ⅰ 位置・面積</p> <p>平成17年10月1日に佐賀市、諸富町、大和町、富士町及び三瀬村が合併し、「佐賀市」が誕生した。さらに平成19年10月1日に川副町、東与賀町及び久保田町を編入した。</p> <p>新しい佐賀市の人口は233,301人（令和2年国勢調査、令和3年11月30日総務省統計局公表値）、行政面積は<u>431.81</u>平方キロメートルとなっている。</p> <p>また、本市は、佐賀県のほぼ中央に位置し、北部は脊振山地を隔てて福岡県福岡市、糸島市と、東部は神崎市、南東部は筑後川を境に福岡県大川市と、西部は小城市、唐津市と接している。</p> <p>（略）</p>	数値の修正
19	<p><b>第2項 気候</b></p> <p>佐賀市は、北部の脊振天山山系に面した地方と、南部の有明海に面した地方とで、地域的に異なった気象の変化が見られ、特に冬期、北部は日本海側の、また南部は太平洋側の気象特性が現れやすい。</p> <p>最近10年間（<u>2014～2023</u>年）で見ると、佐賀市の平均気温は、年平均で<u>17.5</u>℃、月別では8月が最も高く<u>28.6</u>℃、1月が最も低く<u>6.4</u>℃、年平均湿度は<u>71.0</u>%で、比較的しのぎやすい温暖な気候といえる。しかし、過去の記録では、年によって、夏の異常高温、冬の異常低温、多雨・少雨など厳しい気象が現れることもある。</p> <p>最近10年間の平均降水量は、<u>2,164.6</u>mmで、近年は多雨と小雨の振幅が大きく、降水量の変動が激しい。月別の平均降水量は<u>6月～8月</u>が<u>250</u>mm以上であり、特に7月は400mm以上と年間では最も多く、11月～2月は少なく100mm以下となっている。</p> <p>山間部の富士、三瀬支所管内にあっては、370m以上の高地にあるため、平野部に比べると気温は低く、夏場は冷涼な気候である。冬場は積雪も多く、年間数回の道路除雪作業が必要になるほどであるが、あまり長期にわたることはない。</p> <p>（略）</p> <p><b>第2節 （略）</b></p>	<p><b>第2項 気候</b></p> <p>佐賀市は、北部の脊振天山山系に面した地方と、南部の有明海に面した地方とで、地域的に異なった気象の変化が見られ、特に冬期、北部は日本海側の、また南部は太平洋側の気象特性が現れやすい。</p> <p>最近10年間（<u>2015～2024</u>年）で見ると、佐賀市の平均気温は、年平均で<u>17.7</u>℃、月別では8月が最も高く<u>29.0</u>℃、1月が最も低く<u>6.5</u>℃、年平均湿度は<u>72.0</u>%で、比較的しのぎやすい温暖な気候といえる。しかし、過去の記録では、年によって、夏の異常高温、冬の異常低温、多雨・少雨など厳しい気象が現れることもある。</p> <p>最近10年間の平均降水量は、<u>2149.2</u>mmで、近年は多雨と小雨の振幅が大きく、降水量の変動が激しい。月別の平均降水量は<u>6月～7月</u>が<u>300</u>mm以上であり、特に7月は400mm以上と年間では最も多く、11月～2月は少なく100mm以下となっている。</p> <p>山間部の富士、三瀬支所管内にあっては、370m以上の高地にあるため、平野部に比べると気温は低く、夏場は冷涼な気候である。冬場は積雪も多く、年間数回の道路除雪作業が必要になるほどであるが、あまり長期にわたることはない。</p> <p>（略）</p> <p><b>第2節 （略）</b></p>	